

## 第 7 回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 4 1

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会臨時会
事務局（担当課）		教育総務部教育総務課
開催日時		平成 2 0 年 5 月 2 7 日 午後 2 時 0 0 分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	中島 章皓（委員長）、三神 和子（委員長職務代理者）、 清田 明、日高 芳一（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 教育改革担当課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否		公開 傍聴人数 0 人
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第 2 5 号議案 豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則 （平成 1 2 年豊島区教育委員会規則第 1 7 号）の一部改正につ いて</li> <li>2. 第 2 6 号議案 臨時職員の任免</li> <li>3. 第 2 7 号議案 臨時職員の任免</li> <li>4. 第 2 8 号議案 豊島区立学校運営連絡協議会（ 6 , 7 月開催 校）委員の委嘱</li> <li>5. 報告事項 平成 2 0 年度新入学児童生徒増減一覧表 平成 2 0 年 5 月 1 日現在児童・生徒数及び学級数</li> <li>6. 報告事項 平成 1 9 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の 諸問題に関する調査の結果について</li> <li>7. 報告事項 平成 1 9 年度区立小・中学校卒業生設置者別進路 先一覧</li> </ol>

## 審議経過

委員長)

第7回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は清田委員と三神委員にお願いいたします。まず第25号議案から始めます。

(1) 第25号議案 豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則(平成12年豊島区教育委員会規則第17号)の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(2) 第26号議案 臨時職員の任免

<学校運営課長 資料説明>

委員長)

何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

委員)

事務補助は今回の学校以外にも配置されているのでしょうか。

学校運営課長)

他の学校でも配置されております。小学校では正規の職員の他に臨時職員が配置されておりますが、臨時職員は1年を超えて勤務できませんので今回は交代ということでございます。

委員)

臨時職員は複数年の契約はできないのでしょうか。

学校運営課長)

臨時職員につきましては、勤務は六ヶ月で一回更新でき、最大で一年の勤務となります。一定期間をおけば再び勤務できます。

委員)

個人情報にはどれくらい関わるのでしょうか。

学校運営課長)

生徒の個人情報や成績など教員が接するような業務に携わることはなく、単純な文書事務等に従事しております。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(3) 第27号議案 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等ございますでしょうか。

委員)

年齢層が幅広いですが、これは何か理由があるのでしょうか。

教育指導課長)

年齢制限はありません。教職免許の資格を有するまたはそれ相応の資質があれば応募できるようになっております。二十代は大学を卒業して教員を目指している方が多いです。30、40代はかつて教員をしていた方や教員免許を持っていて意欲のある方たちでございます。平均年齢は37.8才となっております、子育てを経験している方ですと落ち着いていて子供の扱いも慣れておりますので十分に力を発揮して下さると思っております。

委員長)

この方たちは産休の代わりも務めるのでしょうか。

教育指導課長)

産休代替教諭は東京都の名簿に登録していてフルタイムの勤務でございます。臨時職員は月に十五日勤務なので産休の代わりとは別でございます。

委員)

昨年の例でよいのですが、一学期が終わって補助が必要でなくなる学校数はどれくらいなのでしょうか。

教育指導課長)

昨年は小学校一年生で三十一人以上の学級を対象にしておりますので十数校でございます。一学期が終わった時点で支援員の活動は終了となります。ただ生活指導上困難であるという別の規定でとどまるところもございます。その他の学校につきましては、支援員がいる間に学級経営の体制をどのように組むか、支援員がいなくとも学級が成立することを目標にしております。しかし別の問題が起きて困難な学級を抱えたという場合には、支援員を有効に活用できるように考え方を柔軟かつ効果的にして配置しております。

委員)

一年生に支援員をつけた後の効果について教えてください。

教育指導課長)

年度末調査で二年生においても支援員が必要という希望がでてきた場合には、どういう状況か現状を把握いたします。一年間支援員をつけたけれどもなかなか成果があがらない場合には、やむをえず二年生においても配置ということになります。二年生においても支援員を配置してほしいという要望もありますが、支援員を配置するということで人任せにするという弊害も生まれてきますので、状況を見ながら判断していきたいと思っております。

委員)

教育的成果や効果ということは見えづらいと思いますが、教員が支援員に頼りすぎるのはいけないと思います。色々な事情もありますが、教員が学級経営をしていくのが本来の姿でその次に支援があると思います。教員には本来の姿を忘れないでいただきたいです。

教育指導課長)

支援といってもすべての子供が一年中必要というわけではありません。何が問題でどういう支援が必要か、どうしたら子供が自立するのかという見通しや計画を持って集中的に半年や一定期間支援をしていけば、支援員がいなくても目標を達することができるようになります。先生たちにはそういった趣旨を学級経営に生かしていただきたいと思います。

委員長)

豊島区の場合は学級数が一、二クラスですから、他のクラスの先生が支援の必要な子供の教育をするということは難しいと思います。支援が必要な子供は多いのでしょうか。そうすると支援員はやはり必要になってきますね。

教育指導課長)

支援が必要な子供は7%くらいいます。教育支援の制度といたしましては、一校に一名フリーで対応できるようにしようという発想でございます。しかしすべての学校に必要というわけではなく、支援が必要なところには多く、それほど支援が必要でないところには学校内で解決していただくという趣旨で今回は配置いたしました。あわせて特別巡回指導員のチームステップが五名おりますので、極めて困難な学級にはチームステップが専門的なサポートを行う体制をとっております。

委員長)

他になにかありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(4)第28号議案 豊島区学校運営連絡協議会(6、7月開催校)委員の委嘱

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問はありますでしょうか。

委員)

役職についてですが、地域とはどうかかわりがあるのでしょうか。役職の書き方の問題だと思いますが、どういう基準で選んでいるのか分かる範囲でいいので教えていただければと思います。

教育指導課長)

様々な会の名称につきましては、校長先生の推薦で地域有識者等ということで受けております。活動内容やどのような基準で選ばれたのかは再度確認したいと思います。

委員)

何人が重ねて委員をしている方がいるようですが、それは構わないのですか。

教育指導課長)

大丈夫です。付け加えますと、委嘱状には役職は載りません。役職や推薦の基準は校長先生の基準ということでとらえていただければと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

( 5 ) 報告事項第 1 号 平成 2 0 年度新入学児童生徒増減一覧表、平成 2 0 年 5 月 1 日現在児童・生徒数及び学級数

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

ご質問等ありますでしょうか。

委員)

中学校で私立に行かれた方の学校の内訳を教えてくださいたいです。

教育総務課長)

後ほどの教育指導課の報告事項第 3 号の資料にありますので、そのときに詳しく説明いたします。

委員)

入学率が低い学校については、なにか対策等はあるのでしょうか。

教育総務課長)

地域性もあるとは思いますが、隣接校に就学していて地元、学校も意識していると思います。授業内容の充実を図るなどしていきたいと思っております。

委員長)

障害があっても通常の学級に通う子供はいないのでしょうか。

教育指導課長)

豊島区在住で就学時に障害があるということで、特別支援学校に行く子供もいます。昨年の例で申しますと特別支援学校に在籍しているのは小学生が 3 1 名、中学生が 1 7 名でございます。その中で障害の程度が重度であっても、就学相談の中で特別の配慮があって通常の教育課程が履修できる子供については通常の学級に就学している例がございます。ただ、今年度につきましてはこのような認定就学はございませんでした。

委員長)

外国人が入学してきたときの日本語教育はどのようになっているのでしょうか。

教育指導課長)

池袋小学校と豊成小学校に日本語学級がございます。地域性として外国籍の方が多いのでこの二校に設置されております。もしその二校に就学する場合は、そこで日本語指導を受けながら学校生活を送ります。その二校以外に就学した場合には、教育センターにある日本語指導教室に六ヶ月通います。西池袋中学校と仰高小学校に日本語指導員が配置されていますので、その二校で日本語を習うこともできる体制でございます。

委員)

豊島区の入学率は他区と比べると高いのでしょうか、低いのでしょうか。

教育総務部長)

おおよその目安ですが、豊島区は 2 3 区の中で 1 2 番目くらいに公立以外の学校に行く割合が高いです。千代田、渋谷、港、目黒区が高い割合で私立に行っております。公立に行く割合が高い方がいいのか低い方がいいのかは一概には言えませんが、区立中学校の生

徒の確保が難しいという問題もあり、区立中学校を活性化させていきたいということが課題でございます。

教育長)

ほとんど地元の公立学校に通う区もありますが、入学率が低いという問題は都心部の学校に多い共通の悩みであるといえます。統廃合のからみで豊島区は中学校の区域外入学が多いですが、この傾向はしばらく続くと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(6) 報告事項第2号 平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

なにかご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員)

いじめを特定したときはどんな対処をしているのでしょうか。

教育指導課長)

当事者に聞き取りをしたり個別指導をして納得してもらうまで繰り返し指導しております。豊島区におきましては、平成18年度以降から年に5回いじめの実態調査を行っております。本人がいじめられていると訴えた場合にはすぐに対応して、謝罪や当事者同士が納得することでいじめが解消ということになります。

教育総務部長)

付け加えますと、先ほど申し上げたとおりの事例で対処につとめておりますが、そういった事例で対処が出来ない個別のケースもございます。いじめはすべて許さないという考えの下、学校と教育委員会一丸となって対応しておりますが、これで万全かというところはまだ課題もあるところでございます。

教育長)

いじめというのは隠れているのがいじめであって、目で分かるものはいじめとは言いません。精神的、肉体的に本人が感じたのであれば、それが長期化しようが短期的に終わろうがいじめだと思います。いじめは現状として増えています。ただそれは教員の目線がいじめは絶対に許さないというゆるぎないものであること、教員がいじめを発見しているということです。いじめが増えているので大変だという認識を持つのではなく、教員が子供をよく観察しているということで、いじめを訴えた子供を教員はすべて受け入れているということです。いじめが起きた場所、学校内外を問わず子供の訴えをすべて受け止めることが大事です。これでも氷山の一角だと思いますが、いじめは絶対に許さないという認識が大事だと思います。

委員)

保護者からのいじめの訴えの件数はどれくらいなのでしょう。

教育指導課長)

本人、保護者、周りからの訴えを合わせた件数になっておりますので、個々の内訳としては表しておりません。

委員)

いじめを受けている子供の保護者へのアドバイスはどのようになっているのでしょうか。

教育指導課長)

教育センターで保護者への相談窓口を設けております。いじめ相談を電話で受け付けておりまして、保護者からの訴えがあった場合には電話だけでなく面接も実施しますし、学校に知らせたりもしています。

委員)

金品を盗むなど非行につながることもあるかと思いますが、指導方法としてどのようになっているのでしょうか。

教育指導課長)

対象の子供、保護者に指導いたします。交友関係の観察や家庭との連携を図りながら継続して指導していきます。

委員)

いじめに対する指導をどのように道德教育と結び付けているか教えてください。指導上などの工夫もありましたらお願いいたします。

教育指導課長)

道德の時間を年間35時間として指導の充実を図っております。思いやりや公正といった項目をバランスよく設けて教えております。昨年度は11月にいじめをテーマに一人一人の人権を守ることの大切さを伝える道德の授業を行いました。道德教育はこの35時間だけでなく学級活動、朝の会、部活動などすべての教育活動において必要ですので、その自覚のもとに指導をしております。

委員)

指導をしてからどのくらいでいじめは解消するのでしょうか。

教育指導課長)

多くは早いもので発見から1,2週間、長くても1,2ヶ月で解消できるようにしています。ただ残念ながら環境を変えらるということで、転校して問題解決を図るということもございまして、子供、保護者への指導だけでは解決できない事例があることも現状です。早期発見、早期対応が重要だと思っております。

委員長)

何回も繰り返す子供もいると思いますが、いかがでしょうか。

教育指導課長)

いじめる側の心のケアや発達障害という観点からも指導し、個々に応じて育成をはかります。

委員)

学校に通えるようになる、学校に戻ることで解決ではないと思います。狭い視野ではなく子供に合った将来を見据えた広い視野からの指導をお願いしたいです。

統括指導主事)

例えば不登校の子供に対してはいくつかの選択肢を用意しています。具体的には教育センターに通うこと、しばらく学校を休むこと、保健室に通うこと、担任の先生の訪問を受けることなど選択肢の幅を広げて、その中で子供にとって最善なものを示し、結果として学校復帰になればいいと思っております。焦って学校復帰をめざすと逆効果になってしまう場合もあります。指導主事や教育センター担当者は、幅を持って子供に合った対応をしております。

委員)

学校に通うというのが第一で、学校に行かないというのは例外であるというスタンスをはずしてはいけないと思います。色々な多様性があると思いますがあらゆるものを認めると社会が崩れますので、学校に通うという基本姿勢は持っていてほしいと思います。

統括指導主事)

初期対応の部分でそのようなスタンスをもって指導しております。初期対応の中で色々な選択肢を用意して、子供と学校との関係を切らないように努めています。関係を切らずに徐々に適応させていくようにきめ細やかな指導をしております。実際に教育センターに通っている子供は少しずつですが、学校でテストを受けたり、行事に参加したりするなど良い兆しも見えておりますので、学校との関係を切らないよう指導していくことが重要だと考えております。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(7) 報告事項第3号 平成19年度区立小・中学校卒業生設置者別進路先一覧

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

委員)

新しい学習指導要領で英語の時間数は増えるのでしょうか。

教育指導課長)

学習指導要領の改訂で最も時間数が増えるのが外国語でございます。中学校では年間105時間で週3日、小学校では外国語活動として年間70時間となっております。

委員)

豊島区の中学校の生徒で英語の弁論大会で賞をとった方がいると思いますが、こういうことはもっと宣伝した方がいいと思います。公立の英語教育の活性化につながりますからね。

委員長)

それではこの件につきましてはよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(8) その他

新庁舎整備方針(素案)についての報告

環境モデル都市応募提案書(概要)についての報告

サミット警備に伴う取り組み

(午後5時10分 閉会)